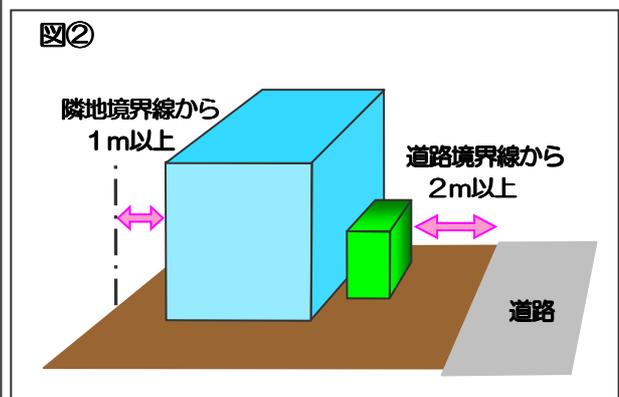
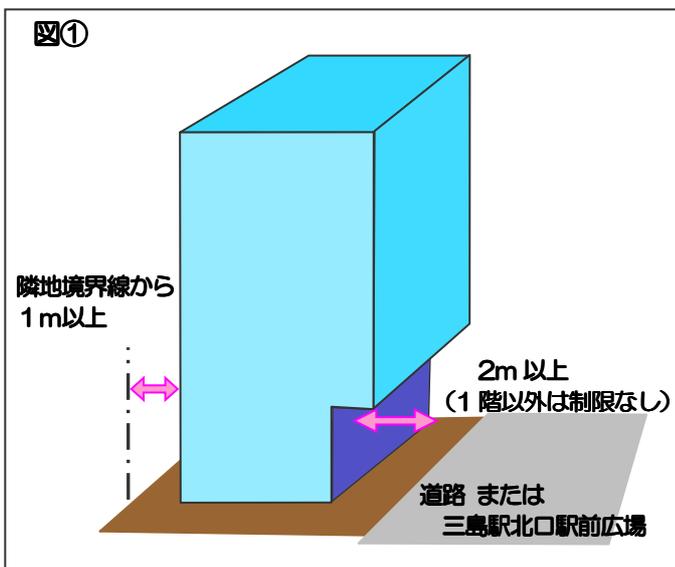


(7) 三島駅北口周辺地区計画 「\*」は地区整備計画の記載事項ではない

地区計画名		三島駅北口周辺地区計画	
区 分		A地区 商業・業務施設地区	B地区 官公庁施設地区
用途地域		商業地域*	第2種住居地域*
防火地域・準防火地域		防火地域*	準防火地域*
容積率／建蔽率		400*／80*(角地緩和及び耐火建築物の緩和あり) 容積率の最低限度:300	200*／60*(角地緩和あり)
高さの最高限度		—	15m
高さの最低限度		10m(ただし、附属する建築物は除く。)	—
壁面の位置の制限	道路境界及び三島駅北口駅前広場境界から	外壁面(又は柱面)まで2m以上(※) …下図① 1階以外は適用除外	外壁面(又は柱面)まで2m以上(※)…下図②
	隣地境界から	外壁面(又は柱面)まで1m以上(※) …下図①	外壁面(又は柱面)まで1m以上(※)…下図②
用途の制限 (建築することができない建築物) ただし、公共公益上やむを得ないものはこの限りではない。		(1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第2(り)の項に掲げるもの (2) 法別表第2(ほ)の項第2号に掲げるもの (3) 法別表第2(ほ)の項第3号に掲げるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第2号及び第3号に規定する風俗営業を行うことを目的とするものに限る。) (4) 風営法第2条第1項第5号に規定する風俗営業の用に供するもの (5) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの	(1) 法別表第2(へ)の項に掲げるもの (2) 法別表第2(ほ)の項第2号に掲げるもの (3) 法別表第2(ほ)の項第3号に掲げるもの(風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する風俗営業を行うことを目的とするものに限る。) (4) 風営法第2条第1項第5号に規定する風俗営業の用に供するもの (5) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの
形態・意匠の制限		(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避け、建築物と調和した落ち着いた色調、又は明るい色調とする。 (2) 美観・風致を損なう恐れのある屋外広告物の設置は禁止する。	

※建築基準法で床面積に算入される出窓は、外壁面として扱う。

ベランダを設ける場合で、立ち上がりの材質によっては、ベランダの先端を外壁面として扱う場合あり。



# 三島駅北口周辺地区計画区域図

S=Free

